

医療的ケア児等通所支援事業の実施について

1 主な経緯

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条及び児童福祉法第33条の19に基づき、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る国の基本指針（平成29年厚生労働省告示第116号）が定められた。

基本指針では、障害福祉サービス及び障害児通所支援事業等の提供体制の確保に係る目標として、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下「障害児通所支援」という。）の提供体制を令和2年度末までに各区市町村に少なくとも1か所以上確保することが示された。

本区においても、目黒区実施計画及び第1期目黒区障害児福祉計画に基づき令和2年度末までに医療的ケア児^(※1)及び重症心身障害児^(※2)を支援するための障害児通所支援^(※3)の提供体制の整備を各計画に掲げたところである。

※1 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、新生児集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童

※2 重症心身障害児

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童

※3 障害児通所支援

児童福祉法で定める児童発達支援（未就学児）及び放課後等デイサービス（就学児）等の総称

2 事業概要（別紙1）

(1) 事業の位置づけ

医療的ケア児及び重症心身障害児を対象とする通所支援事業においては、施設内のバリアフリー化、送迎用の駐車スペース、災害避難経路の確保等の様々な構造設備が必要である。目黒区心身障害者センターは、心身障害者に対する保健福祉の向上及び福祉の増進を図ることを目的として、生活介護、短期入所、デイサービス、機能訓練、入浴等の各種サービスを提供してきた。当該事業は、これまでの心身障害者センターの目的及び機能に資するものであり、心身障害者センターの事業に位置付けて実施する。

(2) 事業の運営

心身障害者センターの事業は、目黒区心身障害者センター条例第7条の2に定める業務について、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団が指定管理者として業務を行ってきた。医療的ケア児及び重症心身障害児を対象とする通所支援事業については、安全かつ安定的な事業運営が必要であり、豊富な経験と実績を有する事業者の公募選定により、委託事業として運営する。

(3) 事業の実施時期、対象及び内容

目黒区実施計画に掲げている児童福祉法第6条の2の2第2項に基づく児童発達支援（未就学児を対象）を令和2年7月に行い、併せて同条第4項に基づく放課後等デイサービス（就学児を対象）を令和3年度末までに実施する。

また、児童福祉法に基づく障害児福祉サービスを提供するにあたり、区が事業主体として東京都の指定を受け、1日あたり定員5名とする。

3 心身障害者センターの施設概要（別紙2及び別紙3）

(1) 所在地 目黒区八雲1-1-8

(2) 当該施設 都営八雲一丁目アパート6号棟及び7号棟の地下1階部分
延床面積3,219.28㎡

(3) 改修内容 児童発達支援、放課後等デイサービス及び事務室等の設置

4 今後の予定

令和元年 9月以降 事業者公募及び選定

11月 第4回区議会定例会に目黒区心身障害者センター一部改正条例
議案を提出

令和2年 2月～3月 目黒区心身障害者センターの改修工事

7月 1日 医療的ケア児等通所支援事業の実施

以 上

目黒区心身障害者センターにおける各事業の運営主体

両事業は、東京都の指定を受けて区が設置

指定管理者として目黒区社会福祉事業団が運営

目黒区心身障害者センター条例（以下「条例」という。）に基づき、下記の事業を行う。

- 1 条例第3条に規定する事業
 - (1) 生活介護を行うこと
 - (2) 短期入所を行うこと
 - (3) 相談支援を行うこと
 - (4) 創作的活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うこと
 - (5) 食事サービスを行うこと
 - (6) 入浴サービスを行うこと
 - (7) ボランティアの育成、心身障害者についての啓発等を行うこと
 - (8) 心身障害者に関する活動を行う団体が交流する場を提供すること
 - (9) 福祉機器の展示を行うこと及び福祉機器に関する情報を収集し、提供すること
 - (10) 心身障害者センターの施設を利用に供すること
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業
- 2 会議室等の利用の承認、不承認、制限その他の利用に関する業務
- 3 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- 4 施設の設備等の保全及び修繕に関する業務



委託事業者が運営

児童福祉法第6条の2の2に基づき、障害児通所支援事業として下記の事業を行う。

- 1 児童発達支援（未就学児を対象）
- 2 放課後等デイサービス（就学児を対象）

目黒区心身障害者センターの主な施設（改修前・改修後）について

改修前:主な施設	床面積
相談室1	12.55 m ²
相談室2	23.98 m ²
生活体験室	54.00 m ²
生活訓練室	48.21 m ²
視聴覚室	54.75 m ²
言語訓練室	51.81 m ²
録音朗読室1・2	18.23 m ²
機能訓練室	124.64 m ²
作業訓練室	102.01 m ²
創作室1	79.95 m ²
創作室2	80.07 m ²
運動療法室1	131.22 m ²
運動療法室2	84.50 m ²
食堂	68.94 m ²
一般浴室	74.75 m ²
機械浴室	87.44 m ²
会議室	62.86 m ²
文化事業室	37.57 m ²
団体交流室	60.58 m ²
福祉機器サービスコーナー	172.65 m ²
図書コーナー	38.02 m ²



改修後:主な施設	床面積
相談室1	12.55 m ²
相談室2	23.98 m ²
生活体験室	54.00 m ²
生活訓練室	48.21 m ²
視聴覚室	54.75 m ²
言語訓練室	51.81 m ²
録音朗読室及び相談室	18.23 m ²
放課後等デイサービス	124.64 m ²
作業訓練室	102.01 m ²
創作室1	79.95 m ²
創作室2	80.07 m ²
運動療法室1	131.22 m ²
児童通所支援事務室	84.50 m ²
食堂	68.94 m ²
一般浴室	74.75 m ²
機械浴室	87.44 m ²
会議室	62.86 m ²
文化事業室	37.57 m ²
児童発達支援	60.58 m ²
団体交流及び利用者活動コーナー	172.65 m ²
図書コーナー	38.02 m ²

あいアイ館事業のご案内

〈 中途障害者デイサービス 〉

身体に障害をお持ちの方に、生活のリズム作りと心身機能の維持を目標として、いきがい・趣味活動を行います。

- ◆対象者：区内在住で18歳以上64歳以下の身体障害者手帳をお持ちの方
- ◆利用日：Aコース（月・水・金曜日）、Bコース（火・木曜日）
9時から15時30分まで
（土日祝日、年末年始、休館日を除く）
- ◆定員：各コース20名



〈地域活動支援センター〉

〈 機能訓練 〉

身体に障害をお持ちの方に、生活に必要な動作が安定して行えることを目標として、集団体操等を行います。

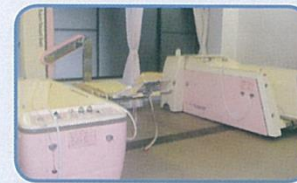
- ◆対象者：区内在住で18歳以上64歳以下の身体障害者手帳をお持ちの方
- ◆利用日：Aコース（月・水・金曜日）、Bコース（火・木曜日）
13時30分から15時30分まで
（土日祝日、年末年始、休館日を除く）
- ◆定員：各コース20名



〈 入浴サービス 〉

心身に障害をお持ちで自宅での入浴が困難な方に、巡回入浴車による自宅での入浴又は施設での入浴サービスを提供します。

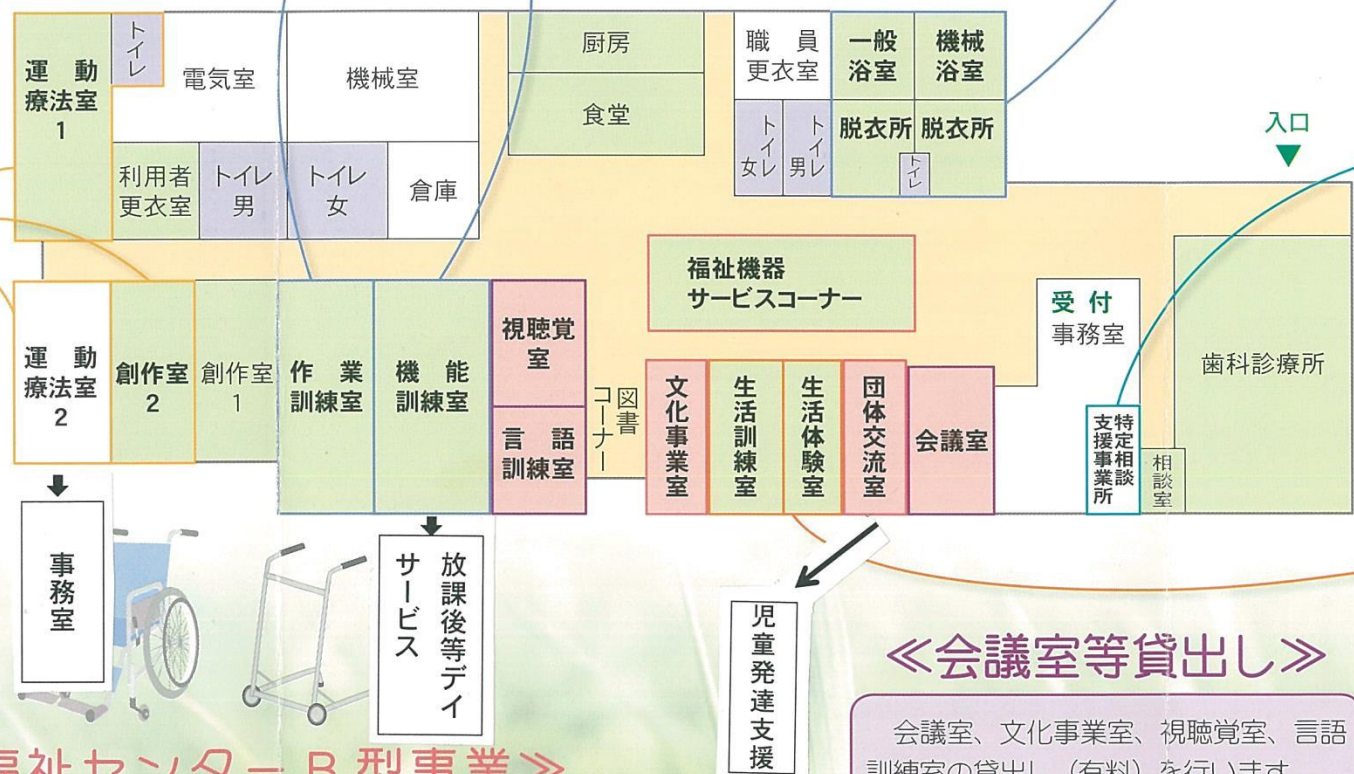
- ◆対象者：区内在住で18歳以上64歳以下の身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方で、自宅での入浴が困難な方
- 巡回入浴・機械入浴
（身体障害者手帳1・2級）
- 介助入浴
（身体障害者手帳又は愛の手帳）
- ◆利用日：9時から16時20分までの一枠50分（土日、年末年始、休館日を除く）



〈生活介護〉

重度の肢体不自由及び知的障害をお持ちの方に、日常生活の援助や集団生活の場を提供します。

- ◆対象者：区内在住で18歳以上64歳以下の身体障害者手帳（1・2級）かつ愛の手帳（1・2度）をお持ちの方
- ◆利用日：9時から15時30分まで
（土日祝日、年末年始休館日を除く）
- ◆定員：21名



〈特定相談支援事業〉

障害福祉サービスのご利用に際して、自立支援給付費の支給決定に必要となる「サービス等利用計画」を作成します。

- ◆対象者：区内在住の方
- ◆受付：9時から17時まで
（土日祝日、年末年始、休館日を除く）
- ◆連絡先：03-5701-2812（直通）



〈短期入所〉

心身に障害をお持ちの方に、介護者が緊急な事情等で一時的に保護が必要なときや、自立に必要な生活体験を希望される場合に、宿泊を伴う介助サービスを提供します。

- ◆対象者：区内在住で64歳以下の身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方
- ◆利用日：年末年始、休館日を除く
- ◆定員：2名



〈身体障害者福祉センターB型事業〉

〈 配食サービス 〉

心身に障害をお持ちで調理が困難な方に、ご自宅まで昼食（お弁当）をお届けします。

- ◆対象者：区内在住で18歳以上64歳以下の身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方で、一人暮らし等の調理が困難な方
- ◆利用日：土日祝日、年末年始を除く

〈 ボランティア育成・障害者に関する普及促進 〉

障害者団体への活動協力や研修事業などを行います。

〈 団体交流室 〉

障害者の方々の交流を目的とした場を提供します。

〈 福祉機器サービス 〉

福祉機器を常時展示し各種相談に応じます。

〈会議室等貸出し〉

会議室、文化事業室、視聴覚室、言語訓練室の貸出し（有料）を行います。

- ◆対象者：目黒区登録団体の方
- ◆利用日：9時から21時30分まで
（祝日、年末年始、休館日を除く）

